

2023（令和5）年10月9日

関係者各位

JPA 技術委員会 委員長 二宮 正晴

公認審判員規程での資格回復見直し

表題の件、公認審判員の資格回復見直しについて、技術委員会より、9月5日（木）開催の令和5年第5回理事会にて提案させて頂き合意を頂きましたので、ご連絡させて頂きます。

記

1. 目的：海外赴任、出産、入院等の事情により、審判員資格を失った方々多い。
今回は、その中で実力ある審判員の早期資格復帰を実施して優秀な審判員を拡大させる。
2. 現状：公認審判員規程 ※追記
P6. 第16条（資格の回復）⇒4.
 - (1) 1級審判員が、資格喪失から4年以内に失効講習を受講した場合には、2級審判員として復帰できるものとする。
 - (2) 1級審判員が、資格喪失から4年目以降5年目以内に失効講習を受講した場合には、3級審判員として復帰できるものとする。
 - (3) 2級審判員が、資格喪失から4年目以降に失効講習を受講した場合には、3級審判員として復帰できるものとする
 - (4) (2)(3)で、3級級審判員復帰後、3種目の審判員を1回以上実施後、都道府県理事会の推薦状を技術委員会に提出して受理されれば、2級審判員試験を受験する事が出来る。
3. 適応開始 今回の技委発23-6の掲載以降とさせて頂く。

以上、宜しくお願い致します。

【問い合わせ先】 公益社団法人 日本パワーリフティング協会 技術委員会
〒678-0239 兵庫県赤穂市加里屋字新町 98-16
電話：079-43-2000
E-mail：jpa.gijyutu@gmail.com